

## 笠置町監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年1月21日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

### 1. 監査を実施した日時等

日	時	令和7年10月31日(金)
		午前9時30分から午前10時43分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象		1. 現金の取り扱いについて(つむぎの利用料等含む)
		2. 介護保険と後期高齢者医療の健康づくりに係る連携事業について
		3. 口座振替の誤処理について

### 2. 監査内容

定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

### 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

### ① 現金の取り扱いについて（つむぎの利用料等含む）

出先の機関で金銭を取り扱う時の確認方法や、保管方法等について確認をした。これはヒューマンエラー等が起こらないように定期的実施するものである。

包括支援センターではお達者クラブ等で住民参加者から参加費等を徴収されているが、その徴収方法は徴収袋に現金を入れて持ってきてもらい、その都度金額を確認した上で徴収袋に領収印を押して返還されている。徴収した現金は金庫で保管し、会計にタイミングを見て持って行くという流れで特に問題等はなく実施できているということだが、公金であるのでなるべくならその都度町に入金することが望ましいのではないかと。集計表はエクセルで管理されており、問題なく実施されていると判断した。つむぎテラスの利用料についてもしっかり管理されていることが確認できた。今後もお金の取扱いには細心の注意を払い事業を実施してもらいたいと評する。

### ② 介護保険と後期高齢者医療の健康づくりに係る連携事業について

令和6年度から高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化で、後期高齢者医療広域連合の方から委託を受けて事業を実施している。この事業では、健康状態不明者への検診受診勧奨と、健康相談や健康教室、フレイル対策等の事業、いわゆるハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチで実施しており、良い取り組みになっているので是非とも継続していただきたい。また、課題として認識されている参加者の固定化や男性が少ないという部分に関しては、職員でアイデアを出し合って住民の社会参加の場の創出に繋げ、生きがいにしてもらえようさらなる事業の発展や展開を望む。

### ③ 口座振替の誤処理について

令和7年7月、後期高齢者医療保険料が、処理誤りにより口座振替ができなかった件について、今後の対応としてチェック体制の強化や確認方法の見直しを示された。今後は会計管理者と、担当者の双方でデータ等の確認チェックを密に行い、日々相互に確認し合う等管理体制を強化し、ミスが起こらないように取り組むとのことであるが、あってはならない単純なミスは町民の信頼にも影響を及ぼす。再発防止に全庁で取り組むよう求める。今回はシステムの変更により、新しい取り組みにおいてのミスであった。このような変化が生じた時には複雑になることもあるためより注意し、確実に実施された

い。

以上